

国立大学法人東京農工大学技術専門員及び技術専門職員に関する細則を次のとおり制定する。

平成18年3月20日

国立大学法人東京農工大学長 小 畑 秀 文

18 教 細則第4号

国立大学法人東京農工大学技術専門員及び技術専門職員に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程(16経教規程第73号)第4条に定める技術専門員及び技術専門職員について、必要な事項を定める。

(技術専門員)

第2条 技術専門員は、極めて高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

(技術専門職員)

第3条 技術専門職員は、高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

(資格基準)

第4条 技術専門員及び技術専門職員の資格基準は、別記「技術専門員及び技術専門職員資格基準」とする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から適用する。

別記

技術専門員及び技術専門職員資格基準

1 技術専門員

原則として一般職俸給表(一)4級以上で次の各号のいずれかに該当し、第2条に定める職務を行う能力があると認められる者とする。

- 一 職務に関連する技術系の国家資格試験(大学卒業程度以上)に合格した者
- 二 特許取得等の独創的な技術開発を行った者
- 三 学会賞等を受賞した者
- 四 科学研究費補助金等の公募採択型の各種助成金を受けた者
- 五 修士以上の学位を有する者
- 六 学会等において職務に関連する論文発表等を行った者
- 七 職務に関連する著作を発表した者
- 八 技術職員研修会等において講師の経験を有する者

2 技術専門職員

原則として一般職俸給表(一)3級以上で次の各号のいずれかに該当し、第3条に定める職務を行う能力があると認められる者とする。

- 一 前項各号のいずれかに該当する者
- 二 職務に関連する技術系の国家資格試験に合格した者(前項第1号に該当する者を除く。)
- 三 技術発表会等において職務に関連する技術発表等を行った者
- 四 技術職員研修会等の研修を修了した者